

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、経営管理部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、法人の理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人本部及び海外事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上のようにして、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法令遵守及び中期目標達成状況について

（1）業務の執行状況について

- ① 第三期中期計画に基づく年度計画の柱である訪日プロモーション業務、国内受入体制整備支援業務、国際会議等の誘致・開催支援業務の分野において、ウェブサイトのアクセス数、造成・販売支援旅行商品による訪日外国人数、TICによる情報提供件数、国際会議等への外国人参加数等の定量的目標を上回る実績を上げ、中期目標達成に向け着実に事業遂行している状況にある。
- ② 訪日プロモーション業務においては、法人の海外事務所のネットワークを活用し、海外現地の市場動向の把握と月次での訪日客増減の要因分析、将来予測を取りまとめ、観光庁に新設された「マーケティング戦略本部」にも参画し、最新の市場動向と分析について情報共有を行うと共に、今後のプロモーション方針の意見交換を行い、事業へ反映させることにより、市場動向に即した効果的・機動的

な事業を実施した。また、海外現地における事業実施の推進機関として在外公館を始めとする関係団体・組織との国内外におけるネットワーク形成や展開に努め、関係者との連携を図ることにより、オールジャパン体制を構築、その実施した事業において多くの成功例が報告されている。今後のビジット・ジャパン事業の執行機関としてさらに効果的・効率的な事業実施の取組強化・拡大を期待する。

③ 国内における受入体制整備については、その推進のため、外国人観光案内所の地方へのネットワーク拡大と共に、実態調査や研修、タイムリーな情報提供を通して質の向上に努めることにより、急増する訪日外国人旅行者への対応能力の向上を図った。また、増加する個人旅客により有効に対応すべく、ウェブでの情報収集のニーズが高まっている現状を踏まえ、ウェブを活用した取組みを強化した。

増加が著しい訪日外国人旅行者への対応の充実を今後とも図っていくため、全国の案内所に対するナショナルセンターとしての役割を更に強化することを期待する。

また、通訳案内士試験業務については、国土交通省が定めた「通訳案内士試験ガイドライン」に基づき試験事務の公正性を確保しつつ試験事務を代行した。試験実施方法等の見直しによる試験事務の効率化及び受験料の見直しを行い、広報強化を実施することにより受験者増を図り、受験手数料収入と試験業務経費の収支において、黒字転換を果たした。

④ 國際会議等の誘致・開催支援業務については、誘致に成功した国際会議及びインセンティブ旅行における外国人参加者数が目標を達成した。目標達成には、アジア諸国からのインセンティブ旅行の増加が大きく貢献しており、アジアでのプロモーション強化、国内でのユニークベニューの開発、コンテンツの充実がその要因となっている。目標達成に向け、海外においては、法人の海外事務所を中心に旅行会社等へのセールスの強化、国際的なMICE関連団体の活動への積極的参加によるネットワークの充実、会議主催者の動向や情報収集の強化を図った。国内においても、国内主催者への積極的な支援、ニーズに応じた招請事業、MICEアンバサダープログラムの有効活用により誘致・開催意欲の醸成を着実に実施した。今後、法人がビジット・ジャパン事業の執行機関として取組みを行うにあたり、効果的・効率的な事業実施の強化を期待する。

また、コンベンション協賛都市制度の見直しに伴い、従前の事業も踏まえながら、より裾野を広げた事業の展開を工夫、実施することで成果の創出を図っていく必要がある。

さらに、誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、成功事例等のノウハウの提供、人材育成、寄附金事業・交付金交付制度活用の広報強化に向けて引き続き努力を重ねていく必要がある。

(2) 組織運営・業務運営の効率化について

① 組織運営の効率化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、法人が訪日プロモーション事業の実施にあたり、海外事務所において市場のニーズに即応した迅速な意思決定を行えるよう、予算や人員等の経営資源の海外事務所への重点的な配分及び海外事務所長の判断により柔軟な執行ができる仕組みの構築が求められる中、本部及び海外事務所において予算の適切な執行及び契約の適正性等を確保するためのガイドライン、マニュアル等を新たに整備し、研修等を通じて組織内の共有化を行った。また、海外事務所への人的経営資源配分を見据えた体制強化に対応すべく、常勤職員の中途採用を実施した他、各海外事務所における現地職員の募集・採用を開始するなど着実に準備を進め、訪日プロモーション事業の執行開始に向けた仕組みを構築した。

② 業務運営の効率化

(ア) 当該事業年度の予算執行管理状況をみると、急激な円安傾向のなかで当初予算策定以降も為替変動に留意しながら事業を推進してきた。本部各部及び海外事務所間で意思疎通を図り、各事業の進捗状況を点検して再配賦を行う等、運営費交付金を有効に活用すべく、きめ細かく対処している。また、海外現地の市場動向の変化に応じたマーケティング活動を、海外事務所長の判断で執行可能とする予算を配分するなど、全体として目標達成に向けて効果的な予算執行に基づき効率的な事業運営に努めた。

(イ) 第三期中期目標においては、その目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費及び業務経費の合計額を毎年度平均で平成 24 年度比 1.25% 以上の削減・効率化に取組むこととなった。法人は、当該事業年度において急激な円安により海外事務所に係る経費（事務所賃料等）が増額するなか、一般競争入札の活用、業務執行方法の改善を通じて、業務運営の効率化に努めるなどした結果、毎年度平均の効率化比率は、目標を大きく上回る 4.06% 減を達成した。

(3) 業務執行における手続きについて

業務執行にあたっては、規程に則って手続きがなされ、法人の理事会等により、法令等に従って適正に行われるかについても十分に吟味確認の上実施されている。

また、執行の状況、結果については、法人の海外事務所、担当部署より法人の理事会等に的確な報告がなされ、確認する体制となっている。

(4) 監査結果

以上により、法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標

の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

2 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

(1) 法人の内部統制システム整備に向けた取組みについて

- ① 内部規程等の新規制定又は改正を実施し、規程に基づく体制整備を行うとともに、監査機能の充実強化のため本部における監査室の設置準備を行った。
- ② 規程の制定及び改正に当たっては随時職員に周知し、制定・改正の主旨・運用についての理解の促進を図った。
- ③ とりわけ平成 27 年度から法人が訪日プロモーション事業の実施主体になることを踏まえ、職員に対するコンプライアンス及び内部統制に関する周知を徹底すると共に、新規に制定した内部統制推進の規程においては、コンプライアンス違反発生時の報告と対応及び公表について規定し、コンプライアンスに係る研修の実施も規定するなど、事案発生時の対応を明確にすると共に、意識の醸成と徹底を図るべく、取組みを強化した。
- ④ 当該年度計画を踏まえ、法人の部・海外事務所ごとに組織運営における業務運営方針や組織・業務目標の明確化を図るとともに、期中を通じて定期的に主要業務の実績と数値目標の達成状況を理事会等に報告するなど、モニタリングを強化して課題を整理し、業務改善につなげた。
- ⑤ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、情報システム部門からの役職員への随時注意喚起、及びネットワークの稼働状況の継続的な監視を通じた不正侵入のリスク低減等の取組みに加え、関連する規程の整備を実施する等、情報セキュリティ対策の強化に努めた。

(2) 監査結果

上記の取組み等により内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

3 役員の職務執行に関する不正行為又は法令等違反

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等

(1) 平成 26 事業年度決算について

- ① 一般勘定における当該事業年度の収入総額は 61 億 86 百万円であった。このうち、運営費交付金は平成 26 年度補正予算 37 億 16 百万円を含めて 56 億 28 百万円となり、自己財源となる賛助金・コンベンション協賛金収入及び事業収入等は 5 億 58 百万円となった。

- ② 自己財源については、当該事業年度を通して、賛助団体・会員の維持・増加に向けた取組みを展開し、その結果、年度末時点の賛助団体・会員数合計は過去最多、賛助金・会員収入は3億40百万円と過去最高となり、引き続き自己収入の増加を達成した。
- ③ 支出については、補正予算で実施した訪日プロモーション事業を次期事業年度に繰越したこと等により、24億33百万円になった。
- ④ 交付金勘定では国際会議に係る民間企業等からの寄附金収入を得て、会議主催者への交付金交付事業を行っている。当該事業年度の収入は79百万円、支出は69百万円となった。

(2) 監査結果

法人が作成した財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、利益の処分又は損失の処理（案）、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書

法人が作成した事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 人事に関する計画

（1）効果的かつ効率的な業務運営を行うための人員体制の強化に向けての人材確保、人材育成の取組みについて、当該事業年度は訪日プロモーション事業の執行機関化に対応すべく、新卒及び中途採用を実施して人材の確保を行うとともに、海外事務所において現地職員の増員に取組むなど人員体制を強化した。

また、業務遂行に必要な知識・スキルを付与する機会を拡充し、契約事務手続き等の確実な執行のため、職種・職階別に会計研修を実施する等、人材の確保と人材のスキル、質的向上に向けて対応を図った。

（2）海外事務所の現地採用職員を含む全職員を対象とした人事評価制度の運用を引き続き行い、各職員の能力及び業績を評価し、その結果を処遇に反映させた。

また、今後のキャリア形成に配慮した人事配置を行い、個々職員の能力、適性、職務経験を加味し専門性の維持等に配慮した人事運用を行うなど、人材育成について相応の努力をしている。

（3）当該事業年度の給与水準については、ラスパイレス指数が地域・学歴を勘案した

国家公務員との比較において 93.8 となり、100 を下回る水準を維持した。

(4) 以上の点から、法人は人事に関する計画を着実に実行していると認められる。

2 隨意契約の見直しを含めた入札・契約の状況について

(1) 法人は、当該事業年度においても、平成 21 年 11 月の閣議決定を踏まえた法人の「契約監視委員会設置規程」に基づき設置された監事及び外部有識者を委員とする委員会で契約の実情や在り方等に係わる審議を経て意見具申を受ける等、契約の点検・見直しを行い、競争性のない随意契約の削減など随意契約の適正化を図るために必要な改善に努めたと認められる。

3 関連機関との連携強化及び施設の共用化について

(1) 地方公共団体、日本ブランドを海外展開する経済界との連携強化については、地方公共団体等が主催する会議、セミナーでの積極的な講演実施、また経済界においては商工会議所への講演等を精力的に実施することにより、インバウンドに対する取組み意識の醸成、観光産業の裾野拡大に努めた。

(2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 26 年 6 月に法人の上海事務所が日本貿易振興機構の上海事務所と同一ビル内、同フロアに移転し、共用化を実現した。また、国際交流基金と法人の本部事務所共用化に関し、平成 26 年 8 月に共用化の具体的な工程表を作成し、内閣官房行政改革推進室に提出するなど、施設の共用化においても取組みを進めた。

(3) 以上の点から、法人は関連機関との連携強化について、着実に実行し前進を図っていることが認められる。

平成 27 年 6 月 30 日

独立行政法人国際観光振興機構

監事

久松 実


監事（非常勤）

大塚 美智子
